

チェコ
商標規則

商標法を施行する 2004 年 2 月 20 日の命令 No. 97

2004 年 4 月 1 日施行

目次

- 第 1 部 商標
- 第 1 条 商標出願
- 第 2 条 意見
- 第 3 条 異議申立
- 第 4 条 出願又は登録商標の修正
- 第 5 条 出願の分割
- 第 6 条 所有者の変更
- 第 7 条 その他の権利
- 第 8 条 ライセンス
- 第 9 条 商標登録の更新
- 第 10 条 取消又は無効宣言の申立
- 第 11 条 登録簿
- 第 12 条 国際登録請求
- 第 13 条 国際登録に関する変更の国際商標登録簿への記入請求
- 第 14 条 共同体商標

- 第 2 部 施行
- 第 15 条

第1部 商標

第1条 商標出願

(法第19条関係)

(1) 商標出願(以下「出願」という)には、次の事項についても記載する。

(a) 商標登録簿(以下「登録簿」という)には、標識を通常の文字により登録するか又は図形の形態により登録するか、また、当該標識が図形の形態及び／又は立体の形態に関わるものであるか否かの情報。当該名称にローマ字以外の文字によるデータが含まれている場合は、出願人は、このデータのローマ字による翻字を提出しなければならない。

(b) 標識が色彩又は色彩の組合せのみによって構成されているか否かの情報。これには、色彩の名称又は番号を含めるものとし、かつ、使用された色彩見本書の名称を記載する。

(2) 登録出願された標識が通常の文字によらない場合は、出願人は、当該標識を明瞭にかつ細部にわたって複製することが可能な、大きさがA8からA4までの形態の表示3部を添付しなければならない。出願を特別法規に従って電子的に署名された電子形態で提出する場合は、出願人は、表示1部を添付する。

(3) 工業所有権庁(以下「庁」という)は、出願にその出願日を記し、出願番号を付す。

(4) 法第19条(3)による手数料が所定の期間内に納付されない場合は、庁は、その理由により出願が提出されていないとみなされる旨を出願人に通知する。

第2条 意見

(法第24条関係)

出願に関する意見には、次のものを記載する。

(a) 意見を提出した自然人若しくは企業の姓名(名称)、住所の宛先若しくは該当する場合は送達宛先、又は該当する場合は法人の別の名称及び所在地(以下「同定に関するデータ」という)

(b) 出願人の同定に関するデータを含む出願番号についてのデータ(以下「出願に関するデータ」という)

(c) 意見の事実に関する根拠

(d) 署名

第3条 異議申立

(法第25条関係)

(1) 商標の登録簿への登録に対する異議申立には、次のものを記載する。

(a) 異議申立をする者(以下「異議申立人」という)の同定に関するデータ

(b) 異議申立の対象となっている出願に関するデータ

(c) 異議申立が関係する商品若しくはサービスの同定、又は異議申立が出願中に言及されているすべての商品若しくはサービスに関する旨の情報

(d) 異議申立の事実に関する根拠

(e) 異議申立人の請求内容

(f) 署名

(2) 異議申立人は、証拠によりその申立の根拠を証明し、異議それぞれについての検討を可

能にしなければならない。

(3) 異議申立は、証拠を含め、2部提出する。

第4条 出願又は登録商標の修正

(法第27条(2)及び(4)関係)

出願又は登録商標の修正請求には、次のものを記載する。

(a) 出願に関するデータ又は出願番号若しくは登録番号に関するデータ及び商標所有者の同定に関するデータ(以下「商標に関するデータ」という)

(b) 請求されている修正

(c) 署名

第5条 出願の分割

(法第27条(5)関係)

出願分割請求には次のものを記載する。

(a) 出願に関するデータ

(b) 出願人が請求している出願の分割方法についての情報、及び分割出願の対象である商品又はサービスの一覧。これには、国際分類による類の順序でそれぞれの類番号を記載すると共に、分割出願のそれぞれについて優先日を記載するものとする。

(c) 署名

第6条 所有者の変更

(法第15条及び第16条関係)

(1) 商標所有者変更の登録簿への記入請求には、次のものを記載する。

(a) 出願に関するデータ又は商標に関するデータ

(b) 商標譲受人の同定に関するデータ

(c) 商標が、商標登録の対象である商品若しくはサービスの全部について譲渡若しくは承継されるのか、又は国際分類による類の順序でそれぞれの類番号を付して記載されている一部のものについてのみ譲渡若しくは承継されるのかに関する情報

(d) 署名

(2) 商標の譲渡の場合は、請求には、譲渡契約若しくは譲渡契約の抄本又は該当するときは商標所有者の変更を証明する他の書類を添付する。移転の場合は、請求には、商標移転に関する書類を添付する。商標の譲渡又は該当するときは移転に関する書類がチェコ語以外で作成されている場合は、庁は、その翻訳文を求めることができる。

(3) 出願の譲渡又は移転の登録請求には、(1)及び(2)の規定が準用される。

(4) 法第16条による商標所有者変更の記入請求には、商標所有者変更の事件における裁判所の確定判決書を添付する。

第7条 その他の権利

(法第17条関係)

(1) 商標における担保権、強制執行、破産手続又は強制和議手続の登録簿への記入請求には、次のものを記載する。

- (a) 商標に関するデータ
 - (b) 権原を有する者の同定に関するデータ
 - (c) 署名
- (2) 商標における担保権の登録請求には、担保契約、裁判所又は行政庁の決定書を添付する。
- (3) 強制執行の登録請求には、裁判所若しくは行政庁の確定決定書又は強制執行令状を添付する。
- (4) 破産手続又は強制和議手続の登録請求には、裁判所の判決書を添付する。
- (5) その他の権利を証明する書類がチェコ語以外で提出された場合は、庁は、その翻訳文を求めることができる。

第8条 ライセンス

(法第18条関係)

- (1) ライセンス契約の登録簿への記入請求には、次のものを記載する。
- (a) 商標に関するデータ
 - (b) ライセンサーの同定に関するデータ
 - (c) ライセンシーの同定に関するデータ
 - (d) ライセンス契約が関係する商品若しくはサービスの同定資料、又はライセンス契約がすべての商品若しくはサービスに関係するとの情報
 - (e) ライセンスが排他的ものであるか又は非排他的なものであるかについての情報
 - (f) 署名
- (2) ライセンス契約の登録簿への記入請求には、ライセンス契約又はライセンス付与を証明するその他の書類を添付する。ライセンス契約又はその他の書類がチェコ語以外による場合は、庁は、その翻訳文を求めることができる。

第9条 商標登録の更新

(法第29条関係)

- (1) 商標登録の更新請求には、次のものを記載する。
- (a) 商標に関するデータ
 - (b) 署名
- (2) 商標登録の更新請求に商標更新の対象である商品又はサービスの一覧の限定請求が含まれる場合は、商標所有者は、一覧の限定対象である商品若しくはサービスを列挙するか、又は一覧から削除される商品若しくはサービスの一覧を記載しなければならない。

第10条 取消又は無効宣言の申立

(法第34条関係)

- (1) 取消又は無効宣言の申立には、次のものを記載する。
- (a) 商標に関するデータ
 - (b) 申立人の同定に関するデータ
 - (c) 商標の取消又は無効宣言の申立が関係する商品若しくはサービスの同定資料、又は申立がすべての商品若しくはサービスに関係するとの情報
 - (d) 申立の事実に関する根拠

- (e) 申立人の請求内容
- (f) 署名
- (2) 取消又は無効宣言の申立は、証拠も含め、2部提出しなければならない。
- (3) 申立人は、取消又は無効宣言の申立の根拠を証拠により証明し、申立についての検討を可能にしなければならない。

第11条 登録簿

(法第44条関係)

- (1) 登録簿には次のものを記載する。
 - (a) 出願番号
 - (b) 商標登録番号
 - (c) 出願日
 - (d) 優先権の発生日
 - (e) 出願の公報における公告日、又は共同体商標の国内商標への変更の場合は、欧州共同体商標意匠庁の公報におけるその公告日
 - (f) 商標の登録簿への記入日
 - (g) 商標の文言又は表示。商標にローマ字以外の文字によるデータが含まれており、出願人が出願中にこのデータを記載している場合は、このデータのローマ字への翻字
 - (h) 商標が色彩又は色彩の組合せのみから構成されているか否かの情報。これには、色彩の名称又は番号を含めるものとし、かつ、使用された色彩見本書の名称を記載する。
 - (i) 商標の図形要素の種類
 - (j) 商標所有者の同定に関するデータ
 - (k) 商標の種類
 - (l) 商標の登録対象である商品又はサービス。国際分類の類の順序でそれぞれの類番号を付するものとする。
 - (m) 保護の範囲の制限
 - (n) 商標の譲渡又は移転。取得者の同定に関するデータを含めるものとする。
 - (o) 商標に係るその他の権利及び権原を有する者の同定に関するデータ
 - (p) 商標に係るライセンス契約及びライセンシーの同定に関するデータ
 - (q) 商標登録更新の日
 - (r) 団体商標を使用する権原を有する法人の構成員若しくはパートナー又は同団体の加入者の同定に関するデータ
 - (s) 出願人又は所有者の代理人の同定に関するデータ
 - (t) 商標の取消、商標の無効宣言、又は商標に係る権利の放棄を含む商標に係る権利のその他の終了
 - (u) 庁が定めるその他の関連データ
- (2) 登録簿は、電子形態で行政窓口でも閲覧可能なものにする。

第12条 国際登録請求

(法第47条関係)

- (1) 商標が登録簿に記入されている場合は、商標の国際登録請求には、次のものを記載する。

- (a) 商標に関するデータ
 - (b) 登録簿に記載されている文言又は表示と同一の商標の文言又は表示。商標がローマ字以外の文字で登録のために提出されている場合、又は商標にアラビア数字若しくはローマ数字以外のものが含まれている場合は、そのローマ字への翻字(国際出願の典型によるフランス語若しくは英語の発音の原則に従うものとする)、又はアラビア数字への翻字を行わなければならない。
 - (c) 出願人の同定に関するデータ(登録簿に記入された商標所有者の同定に関するデータと合致するものでなければならない)、又は代理人に関するデータ
 - (d) 商標の登録簿への記入対象である商品又はサービスの一覧以下の長さの商品又はサービスの一覧の、国際出願の典型によるフランス語又は英語への正確な翻訳文であって国際分類の類の順序で国際分類のそれぞれの番号を付したものの
 - (e) 保護が請求されている国際条約締約国の一覧
 - (f) 国際条約による国際登録に係る手数料の納付方法、納付者の同定に関するデータ、又は該当する場合は既になされた納付についてのジュネーヴに本拠を置く世界知的所有権機関(以下「国際事務局」という)からの確認番号
 - (g) 商標が登録の目的で色彩により提出されている場合は、国際出願の典型によるフランス語又は英語での使用された色彩の列記。商標が色彩又は色彩の組合せのみにより構成されている場合は、この事実についての情報
 - (h) 署名
 - (i) 国際条約により要求されているその他の要素
- (2) 商標が既に登録簿に記入されていない限り、商標の国際登録請求には、出願に関するデータ、庁への出願日及び(1)(b)から(i)までにいうデータを記載しなければならない。
- (3) 商標の国際登録請求が通常の文字以外による場合は、出願人は、登録のために提出される商標の表示3部を添付するものとし、その大きさは15×15mm以上80×80mm以下でなければならない。
- 登録のために提出される標識(色彩によるものを含む)は、出願に記載された標識又は登録簿に記入された商標と同一でなければならない。

第13条 国際登録に関する変更の国際商標登録簿への記入請求

(法第47条関係)

各個の変更に関する請求には、次のものを記載する。

- (a) 国際商標の番号
- (b) 国際商標の出願番号。ただし当該番号が付与されている場合に限る。
- (c) 国際商標所有者の同定に関するデータ
- (d) 要求される処理についての情報
- (e) 国際条約による処理手数料の納付方法、納付者の同定に関するデータ、又は該当する場合は既になされた納付についての国際事務局からの確認番号
- (f) 国際条約により要求されるその他の要素
- (g) 署名

第 14 条 共同体商標

(法第 49 条及び第 50 条(1)(d)関係)

(1) 共同体商標出願の欧州共同体商標意匠庁への送達費用は 500 チェコ・コルナとする。

(2) 共同体商標出願又は共同体商標の国内商標出願への変更に係る国内手続の開始を求める請求が書面による場合は、出願人は、登録のために提出される商標の表示 3 部を添付するものとし、その大きさは A8 から A4 までで、商標を明瞭にかつ細部にわたって複製することができるものでなければならない。請求が特別法規に従い、電子的に署名され、電子形態によって提出される場合は、出願人は、表示 1 部を添付する。

第2部 施行

第15条

本規則は、第14条の規定を除き2004年4月1日から施行する。同条は、チェコ共和国の欧州連合への加入に関する条約の施行日から施行する。